

第35条 寄託者又は証券所持人は、当会社を經由して火災保険金の支払を受けなければならない。

(告知義務違反等による損害の負担)

第36条 寄託者又は証券所持人が火災保険契約の効力に関して影響を及ぼすような事項を告知せず若しくは不実の告知をしたことによって生じた損害は、寄託者又は証券所持人の負担とする。

#### 第8章 受寄物の損害賠償

(責任の始期及び終期)

第37条 当会社の受寄物に関する責任は、寄託者から受寄物の引渡を受けたときに始まり、受寄物を引き渡したときに終る。

2 当会社は、受寄物を引き渡した後は、当該貨物が当会社の構内に残存する場合であっても、その保管の責任を負わない。

(賠償事由及び挙証責任)

第38条 寄託者又は証券所持人に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じた場合に限る。

2 前項の場合に当会社に対して損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じたものであることを証明しなければならない。

(再寄託物の責任)

第39条 当会社は、第18条により他の倉庫業者に受寄物を再寄託したときにおいても、この約款によって、その受寄物に関して責任を負う。

(免責事項)

第40条 次の損害については、当会社は、その責任を負わない。

- (1) 地震、津浪、高潮、大水、暴風雨、気候の変遷、爆発、戦争、事変、暴動、強盗、労働争議、そ害、虫害、貨物の性質若しくは欠かん、荷造の不完全、徴発、防疫その他抗拒又は回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為によって直接と間接とを問わず生じた損害
- (2) 第34条の規定により決定された損害を補額こえる火災による損害及び寄託者の申出によって火災保険に付けなかった受寄物の火災による損害
- (3) 寄託者又は証券所持人に対して行う引取の請求に定めた期限後において当該受寄物について生じた損害

(内容不検査貨物に関する免責)